

## 信用保証トピックス② (平成28年10月)

### 地域活性化保証「スタートライン」を創設

#### ～信用保証を利用されていない中小企業・小規模事業者の利用を推進～

信用保証を利用されていない中小企業・小規模事業者の方に対して積極的に信用保証を提供することにより、事業の発展を支援し、地域経済の活性化に資することを目的として、平成28年11月1日に地域活性化保証「スタートライン」を創設し、取扱いを開始します。

#### 1. 地域活性化保証「スタートライン」の特長

保証料率が平均 20%割引であり、中小企業・小規模事業者の方の負担が少ないため、初めてでも信用保証を利用しやすい。

#### 2. 地域活性化保証「スタートライン」の概要

対象となる方	保証申込時点で当協会の保証付融資残高が無い中小企業・小規模事業者
資金用途	運転資金、設備資金
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円） ※ 普通保証は2億円（組合の場合は4億円）、無担保保証は8,000万円
保証期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
返済方法	元金均等分割返済又は一括返済 （一括返済は、保証期間1年以内の場合に限る。）
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として、法人代表者を除き不要
保証料率	通常のリスク考慮型保証料率（9区分）から平均20%割引
取扱開始日	平成28年11月1日

(参考)

#### ■通常の保証料率

区分	B/Sあり									B/Sなし
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有 保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15

平均20%割引

#### ■「スタートライン」の保証料率

責任共有 保証料率(%)	1.70	1.50	1.30	1.10	0.92	0.77	0.61	0.45	0.31	0.92
-----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

